

原告と共に

原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会

会報 No. 11 / 発行: 2016年1月

〒612-8082 京都市伏見区両替町9丁目254

北川コンサイスビル 203号

TEL: 090-8232-1664 FAX: 0774-21-1798

E-mail: shien_kyoto@yahoo.co.jp

Blog: http://shienkyoto.exblog.jp/



第11回期日：期日報告会

いつも、避難者、原告団に寄り添つて下さり、有難うございます。
2020年の東京オリンピックに向けて、急いで復興政策が行われています。意見も要望も聞き入れてもらえない、避難者不在の政策です。

自主避難者の命綱である「住宅支援」を、2017年3月で打ち切り、避難区域において

も、年間20ミリシーベルトまでの被ばくは良しとされ、学校やライフラインが整わない状態での解除といった、あり得ないことが強行されています。

オリンピック成功のために、厄介な自主避難者をゼロにして、福島の安心・安全キャンペーンと、原発事故を無かつたことにしたいとしか思えません。

◇原告・阿部小織さんよりメッセージ

11月27日の第11回頭弁論は、秋一番の寒さだったせいか、久しぶりに傍聴席に15席ほど空きが生じてしまいました。

弁論も、今回は原告側のプレゼンがなく、短時間で終了しました。

期日報告会では、3名の原告が発言しました。

堀江さんは、娘さんが会社の社報に載せた文章を代読。それは、住み慣れた故郷・福島への愛着や郷愁を述べたものでした。

齋藤さんは、自身も被災者である大阪芸大の男子学生が京都訴訟の原告を撮り続け一つの映像作品にしたことを紹介し、こうした若い人の取り組みに

宇野さんは、陳述書を書くことの大変さについて触ると共に、「避難の権利」を求める全国避難者会の発足を報告し、設立集会で京都の原告鈴木さんが朗読した詩を紹介しました。

午後からは、原告と支援者とで福島県との話し

合い（大阪事務所で）を持ち、「新たな支援策」が避難者の支援にならないことを具体的に指摘しました。

福島県は12月25日に正式に「新たな支援策」を発表しました。私たちが指摘した事項について一部追加したとはい

え、避難者の要求に応えるものではありません。

実質的に帰還を強要す

るものです。

* 第12回頭弁論期日 *

- ・日時: 2月3日(水) 11:00~
- ・場所: 京都地方裁判所 101号法廷

※10時20分から10時35分まで整理券の交付があります。多くの方の傍聴をお願いします。前回配布した傍聴カードをお持ち下さい。スタンプの捺印を行います。プレゼントもお楽しみに！

第12回頭弁論の傍聴に来てください！

12月15日にはキビタキの会（福島から東京への避難者の団体）の署名提出行動に京都からも原告2名と事務局1名が参加しました。

福島県は12月25日に正式に「新たな支援策」を発表しました。私たち

が指摘した事項について一部追加したとはい

え、避難者の要求に応えるものではありません。

実質的に帰還を強要す

るものです。

本年も引き続き原発賠償京都訴訟へのご支援、および避難用住宅の提供打ち切り撤回の取り組みへのご協力をお願いします。

本年も

一層のご支援を！



原告団共同代表

萩原ゆきみさん



萩原ゆきみさん

明るい未来を

勝ち取るために

皆様、昨年は様々な場面で支え続けて下さり、本当に有難うございました。お陰様で色々悩む事はあっても挫けずに進んでくる事が出来ました。

陳述書を書く事は「思い出したくなかった事が付きたくなかった事に気が付いてしまった」そういう本当に苦しい作業の日々でした。そろそろ本人尋問も始まりますので、原

告は、より一層の頑張り所となります。支援の会の皆様の温かいお支えがより必要且つ皆が、個人の違いを認め合いながら「被災地の人々が、物が、良くなつたら、全国的に

つ重要な局面となります。今年は、より一層、原告は勿論、支援の会の皆様と時には樂しい事もして心を分かち合つて共に歩んで行けたら嬉しいです。

昨年は原告のお話しが多かつたとは言えませんでし

た。広島長崎を経験された方々が、その経験を世界に語り続けて下さったからこそ、今

のうちにあります。私達、原告も私達の経験を伝え続ける事が、裁

判のより良い判決を得る事は勿論、原発や核兵器、戦争、差別、分断等の無い世の中を作る事に繋がると

思います。お話し会の依頼や皆様の地域での催しにお誘い下さったら嬉しいです。

皆が、個人の違いを認め合いながら「被災地の人々が、物が、良くなつたら、全国的に

津波の予見に関する被告国・東電の主張に反論し、公衆被ばく線

12年に、私たち避難しました。

福島県は早くも20

12年に、私たち避難者は数を2020年に

は0人にするとの目標値を掲げ、避難者は放射能に対する理解を深めてもらい、帰還を促すとの計画を発表し

ています（総合計画「福島新生プラン」）。その計画に沿った避難用住

者の中があります。私達が風化と闘い、自分たちの疲弊した生活と向き合い、途絶えつつあるさまざまな支援や情報から耐えた2015年でもありました。

しかしながら、「支援する会」会員の皆様、原告団の温かく強力な結束のお陰で乗り越え現在に至っています。今年は原発裁判の原告の全国連絡会も結成されれる見通しです。

先日、木津川市立木津第二中学2年の道徳の授業で、避難者の声を聞くとともに

1月 3日(水)…原発賠償京都訴訟第12回期日(京都地裁)

午前10時20～35分抽選券配布、午前11時開廷

1月 10日(水)…原発賠償ひょうご訴訟第12回期日(神戸地裁)

午前10時30分集合、午前11時開廷

2月 3日(木)…原発賠償関西訴訟第8回期日(大阪地裁)

午後1時15分抽選券配布、午後2時開廷

1月 15日(火)…大飯原発差止訴訟第9回期日(京都地裁)

午後1時20～35分抽選券配布、午後2時開廷

2月 25日(金)…原発賠償京都訴訟第13回期日(京都地裁)

午前10時20～35分抽選券配布、午前11時開廷

3月 30日(水)…原発賠償ひょうご訴訟第13回期日(神戸地裁)

午後1時30分集合、午後2時開廷

新年に向けて

原告団共同代表
福島敦子さん

2016年の幕開け

です。原発発事故から

本年で5年目。多くの

節目になる年です。

昨年、私たちの原発

賠償京都訴訟は、実に

内容の濃い裁判を展開

しました。

津波の予見に関する

被告国・東電の主張に

反論し、公衆被ばく線

津波の予見に関する

被告国・東電の主張に

反論し、公衆被ばく線

津波の予見に関する被告国・東電の主張に

反論し、公衆被ばく線

12年に、私たち避難者は数を2020年に

は0人にするとの目標値を掲げ、避難者は放射能に対する理解を深めてもらい、帰還を促すとの計画を発表し

ています（総合計画「福島新生プラン」）。その計画に沿った避難用住宅を無くせる」と考へ、「避難区域だから、自主避難区域だから」と分断するのではなく、「被災者と呼ばれる人々も支援者と呼ばれる人々も、あつちが良くなる。誰もが被害者が良くなる」と考へたなら

がければすこしでもや

12年に、私たち避難者は数を2020年に

は0人にするとの目標値を掲げ、避難者は放射能に対する理解を深めてもらい、帰還を促すとの計画を発表し

ています（総合計画「福島新生プラン」）。その計画に沿った避難用住宅を無くせる」と考へ、「避難区域だから、自主避難区域だから」と分断するのではなく、「被災者と呼ばれる人々も支援者と呼ばれる人々も、あつちが良くなる。誰もが被害者が良くなる」と考へたなら

がければすこしでもや

12年に、私たち避難者は数を2020年に

は0人にするとの目標値を掲げ、避難者は放射能に対する理解を深めてもらい、帰還を促すとの計画を発表し

ています（総合計画「福島新生プラン」）。その計画に沿った避難用住宅を無くせる」と考へ、「避難区域だから、自主避難区域だから」と分断するのではなく、「被災者と呼ばれる人々も支援者と呼ばれる人々も、あつちが良くなる。誰もが被害者が良くなる」と考へたなら

がければすこしでもや

などと主張しました。第10回の口頭弁論では、新たな加わった第二次訴訟で、原告の涙なみだの意見陳述がありました。

福島県は早くも2012年に、私たち避難者は数を2020年に

は0人にするとの目標値を掲げ、避難者は放射能に対する理解を深めてもらい、帰還を促すとの計画を発表し

ています（総合計画「福島新生プラン」）。その計画に沿った避難用住宅を無くせる」と考へ、「避難区域だから、自主避難区域だから」と分断するのではなく、「被災者と呼ばれる人々も支援者と呼ばれる人々も、あつちが良くなる。誰もが被害者が良くなる」と考へたなら

がければすこしでもや

1月 3日(水)…原発賠償京都訴訟第12回期日(京都地裁)

午前10時20～35分抽選券配布、午前11時開廷

1月 10日(水)…原発賠償ひょうご訴訟第12回期日(神戸地裁)

午前10時30分集合、午前11時開廷

2月 3日(木)…原発賠償関西訴訟第8回期日(大阪地裁)

午後1時15分抽選券配布、午後2時開廷

1月 15日(火)…大飯原発差止訴訟第9回期日(京都地裁)

午後1時20～35分抽選券配布、午後2時開廷

2月 25日(金)…原発賠償京都訴訟第13回期日(京都地裁)

午前10時20～35分抽選券配布、午前11時開廷

3月 30日(水)…原発賠償ひょうご訴訟第13回期日(神戸地裁)

午後1時30分集合、午後2時開廷

★当面の関連訴訟の日程★

- 2月 3日(水)…原発賠償京都訴訟第12回期日(京都地裁)
午前10時20～35分抽選券配布、午前11時開廷
- 1月 10日(水)…原発賠償ひょうご訴訟第12回期日(神戸地裁)
午前10時30分集合、午前11時開廷
- 3月 3日(木)…原発賠償関西訴訟第8回期日(大阪地裁)
午後1時15分抽選券配布、午後2時開廷
- 1月 15日(火)…大飯原発差止訴訟第9回期日(京都地裁)
午後1時20～35分抽選券配布、午後2時開廷
- 2月 25日(金)…原発賠償京都訴訟第13回期日(京都地裁)
午前10時20～35分抽選券配布、午前11時開廷
- 3月 30日(水)…原発賠償ひょうご訴訟第13回期日(神戸地裁)
午後1時30分集合、午後2時開廷

弁護団長
川中 宏 弁護士

力を合わせて胸突き八丁を乗り越えましょう

明けましておめでとうございます。

皆さんのご意見や
思いをお寄せ下さい。

070-5334-9153
yukimi03260312h@wcm.ne.jp

5月に入ります。両方

の福島第一原発事故の発生から5年、私たちが本件賠償請求訴訟を起こしてから3

年目になります。両方

の提供打ち切り＝事実上の帰還強要政策に對して、福島県を中心とした要請行動と抗議行動として、原告を中心に行動とされ、原告を中心に対しても、福島県を中心に避難者が團結し広く展開されました。

福島県の人口に比較して、福島県を中心に避難者が團結し広く展開されました。

の点から非常に大事な年になります。

現地福島の復旧・復興は、一体この5年間に

に東電と国は何をしていましたんだと言わざるを得ないほど遅々として進んでいます。

超える県外避難者がいるという現実は、廃炉・汚染水対策が進んでいないことや復旧・復興の遅れの反映でしかありません。それなのにいたずらに帰還を呼びかける行政の姿勢は、未だに続いているに犠牲をまたぞろ避難者に犠牲をおしつけて、終息を計ろうとするものであり、許すことができません。

原告の皆さん陳述書さて、裁判の方は、

被災をまたぞろ避難されるものであります。原告の皆さん陳述書作成と提出が次回2月3日の期日まで終わるであろうところまでこぎ着けました。やつとどります、ご協力に感謝申し上げます。

現地福島の復旧・復興は、一体この5年間

に東電と国は何をしていましたんだと言わざるを得ないほど遅々として進んでいます。

超える県外避難者がいるという現実は、廃

炉・汚染水対策が進んでいないことや復旧・

復興の遅れの反映でしかありません。それ

の姿勢は、未だに続いているに犠牲をまたぞろ避難者に犠牲をおしつけて、終息を計ろうとするものであります。原告の皆さん陳述書作成と提出が次回2月3日の期日まで終わるであろうところまでこぎ着けました。やつとどります、ご協力に感謝申し上げます。

現地福島の復旧・復興は、一体この5年間

に東電と国は何をしていましたんだと言わざるを得ないほど遅々として進んでいます。

超える県外避難者がいるという現実は、廃

炉・汚染水対策が進んでいないことや復旧・

復興の遅れの反映でしかありません。それ

の姿勢は、未だに続いているに犠牲をまたぞろ避難者に犠牲をおしつけて、終息を計ろうとするものであります。原告の皆さん陳述書作成と提出が次回2月3日の期日まで終わるであろうところまでこぎ着けました。やつとどります、ご協力に感謝申し上げます。

現地福島の復旧・復興は、一体この5年間

に東電と国は何をしていましたんだと言わざるを得ないほど遅々として進んでいます。

超える県外避難者がいるという現実は、廃

炉・汚染水対策が進んでいないことや復旧・

川中宏弁護士

かく、故郷を離れての生活が5年も続くと、生活の疲れが深刻

原告の皆さんが書かれた陳述書の内容はどれを取つてもすばらしく、一つ一つ読んでいくと、さまざまな被害の大きさ、生々しさ（環境の激変、健康被害、ふるさと喪失、家族との離別、生活苦等々）や家族に対する思いがリアルに伝わってきて、涙をこらえることができま

に現れますし、あちこちにきしみが出てきます。避難者の皆さんが直面している生活の現実は本当に大変だうと思いますが、いまが胸突き八丁の坂です。是非みんなで心を合わせ、支え合つてこれを乗り越えようではありませんか。その先に勝利が待っているのですから。



田辺保雄弁護士

弁護団事務局長 田辺保雄 弁護士

新年にあたつての抱負

今年は、あの事故から5年、そして私たちの提訴から3年となります。

私は、私たちと同じように避難者が提訴する訴訟は全国に30近く裁判所に係属しています。

今年は、あの事故から5年、そして私たちの提訴から3年となります。

私は、私たちと同じように避難者が提訴する訴訟は全国に30近く裁判所に係属しています。

今年は、あの事故から5年、そして私たちの提訴から3年となります。

私は、私たちと同じように避難者が提訴する訴訟は全国に30近く裁判所に係属しています。

今年は、あの事故から5年、そして私たちの提訴から3年となります。

私は、私たちと同じように避難者が提訴する訴訟は全国に30近く裁判所に係属しています。

今年は、あの事故から5年、そして私たちの提訴から3年となります。

私は、私たちと同じように避難者が提訴する訴訟は全国に30近く裁判所に係属しています。

今年は、あの事故から5年、そして私たちの提訴から3年となります。

弁護団事務局長 田辺保雄 弁護士

新年にあたつての抱負

今年は、あの事故から5年、そして私たちの提訴から3年となります。

私は、私たちと同じように避難者が提訴する訴訟は全国に30近く裁判所に係属しています。

今年は、あの事故から5年、そして私たちの提訴から3年となります。

私は、私たちと同じように避難者が提訴する訴訟は全国に30近く裁判所に係属しています。

今年は、あの事故から5年、そして私たちの提訴から3年となります。

私は、私たちと同じように避難者が提訴する訴訟は全国に30近く裁判所に係属しています。

今年は、あの事故から5年、そして私たちの提訴から3年となります。

私は、私たちと同じように避難者が提訴する訴訟は全国に30近く裁判所に係属しています。

今年は、あの事故から5年、そして私たちの提訴から3年となります。

私は、私たちと同じように避難者が提訴する訴訟は全国に30近く裁判所に係属しています。

今年は、あの事故から5年、そして私たちの提訴から3年となります。

じ複数の震源域がほぼ同時に連動する地震も2004年のスマトラで観測されました。ならば、マグニチュード9クラスの地震にユード9クラスの地震を予見できなかつたことに責任はないのでしょうか。

私は、そこに大きな震を予見できなかつたことに責任はないのでしょうか。

同じくマグニチュード9クラスの地震による津波が予見できなければ責任はないという立場です。ですから今回の地震は予見不能であつて責任はないと言いたいのです。

同様くマグニチュード9クラスの地震に予見できなかつたことに責任はないのでしょうか。

私は、そこには大きな震を予見できるよう、今まで努力していきたないと考えています。

私は、そこには大きな震を見てももらえるよう、今まで以上のご協力を

見えてもらえるよう、今まで以上のご協力を

支援する会事務局長 奥森祥陽さん

総会は4月頃に開催

昨年は物心両面でご支援いただき、大変ありがとうございました。

早ければ夏にも結審という見通しの中、今年は原発賠償訴訟

年に亘って極めて重要な一年となります。

2月3日の次回期日には、すべての原告

の陳述書が裁判官に提出されます。次々回

期日からは、原告本人及び専門家証人に対

してござまかそそうとしているのです。

国は、言葉遊びをしてござまかそそうとしているのです。

こうしたござまかし

ふつているだけに気づくのが大変です。しかし、仮面をかぶつて

いることがわかれば、

4面に、「2015年の取り組み」を掲載しましたので、ぜひご覧ください。

仮面は仮面ですから、はぎ取つてしまえばよいのです。

私たちは裁判所に分かりやすく事実を伝え、仮面の下に隠さないと

見えてもらえるよう、今まで以上のご協力を

支援する会事務局長 奥森祥陽さん

2月3日の次回期日からは、原告本人及び専門家証人に対

してござまかそそうとしているのです。

国は、言葉遊びをしてござまかそそうとしているのです。

こうしたござまかし

ふつんでいるだけに気づくのが大変です。しかし、仮面をかぶつて

いることがわかれば、

4面に、「2015年の取り組み」を掲載しましたので、ぜひご覧ください。

4面に、「2015年の取り組み」を掲載しましたので、ぜひご覧ください。

4面に、「2015年の取り組み」を掲載しましたので、ぜひご覧ください。

4面に、「2015年の取り組み」を掲載しましたので、ぜひご覧ください。

4面に、「2015年の取り組み」を掲載しましたので、ぜひご覧ください。

4面に、「2015年の取り組み」を掲載しましたので、ぜひご覧ください。

2015年の取り組み

◆2015年は、6回の口頭弁論が開かれたほか、避難用住宅の無償提供打ち切り（2017年3月末）発表に伴う署名活動、福島県への要請行動などに取り組むなど、非常に忙しい1年でした。1年間の取り組みを振り返ってみます。

- 1月13日 第6回口頭弁論（原告の参加は26名）
原発賠償京都訴訟の勝利をめざす新春のつどい（原告・避難者15名、弁護団・支援者約30名が参加）
- 3月3日 第7回口頭弁論（原告の参加は23名）
原告団総会…規約を採択、運営委員を選出
- 22日 避難・移住者がつくる第3回京都公聴会
- 4月5日 第2回桜まつり（避難者26名、支援者19名）
- 12日 原告団・弁護団学習交流会（原告16名、弁護士11名）
- 5月15日 福島県への署名提出&要請（ひなん生活をまもる会主催。京都から原告・避難者5名、事務局1名が参加）
- 24日 ひだんれん（原発事故被害者団体連絡会）設立集会（福島。京都原告4名が参加）
- 26日 第8回口頭弁論（原告の参加は23名）
福島県大阪事務所への要請行動（原告・避難者16名、支援者50名余が参加）
- 29日 院内集会（キビタキの会主催。京都から原告・避難者5名、事務局2名が参加）
- 6月6日 第2回近畿訴訟団交流会（京都から原告6名、弁護士2名、事務局4名が参加）
- 9日 避難用住宅の提供打ち切り撤回を求める院内集会
(ひなん生活をまもる会主催。京都から原告・避難者4名、事務局1名が参加)
- 7月7日 第3次提訴・第9回口頭弁論（原告の参加は26名）
避難用住宅打ち切り問題で京都府に要請（原告11名、支援者6名）
- 22日 さよなら原発全国集会 in 京都（原告3名、事務局3名が参加）
- 25日 第3次原告歓迎会（原告11名、弁護士3名、事務局4名が参加）
- 27日 ひだんれん7・27福島県民集会（京都原告1名が参加）
- 8月1日 京都裁判支援ネット設立
- 2日 避難者・原告・支援者交流会（東京。京都から原告4名、事務局4名が参加）
- 9日 原発被害者訴訟原告団全国連絡会準備会（東京。京都から原告1名、弁護士1名が参加）
- 19日 陳述書作成にむけての集まり（西京）
- 29日 陳述書作成にむけての集まり（向島、南部）
南部地域バーベキュー大会
- 9月29日 第10回口頭弁論（原告の参加は25名）
- 10月25日 いのちと避難生活をまもる京都公聴会
- 27日 ひだんれん福島県民集会&デモ（京都原告1名が参加）
- 11月13日 避難用住宅打ち切り問題で京都市に要請（原告4名、支援者2名が参加）
- 27日 第11回口頭弁論（原告の参加は22名）
「新たな支援策」に関する福島県との話し合い（大阪事務所。原告6名、支援者7名が参加）
- 12月13日 原発被害者訴訟原告団全国連絡会準備会（東京。京都から原告1名、弁護士1名が参加）
- 15日 福島県への署名提出&要請（キビタキの会主催。京都から原告2名、事務局1名が参加）



福島県との話し合い（11月27日、大阪事務所にて）

支援する会の会員になってください

◎個人1口：1,000円 団体1口：5,000円
口座番号：00930-0-172794
(郵便振替口座)
口座名称：原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会

※メーリングリストへの登録を希望される方は通信欄にメールアドレスをご記入ください。
※皆さまの会費が会の活動を支えていますので、切り替え及び新規の加入をお願いします。
順次、会費の切り替えをお願いしていきますのでよろしくお願いします。